

## 平成 16 年度実績評価実施結果報告書

<b>政策所管部局</b>	大臣官房秘書課			
<b>施策等の名称</b>	広報活動の推進			
<b>目 標</b>	<b>基本目標</b>			
	国民等が、法務省の活動を理解できるようにする。			
	<b>【基準年次・評価総括年次：平成16年度】</b>			
	<b>達成目標 1</b>			
	法務省ホームページのアクセス件数が増加する。			
	<b>指標</b>	ホームページの改訂件数，アクセス件数	<b>目標値等</b>	対前年度増
	<b>達成目標 2</b>			
	法の日週間への参加国民数が増加する。			
	<b>指標</b>	法の日週間の広報・各種行事の実施件数，参加国民数	<b>目標値等</b>	対前年度増
	<b>達成目標 3</b>			
	法務省見学者が増加する。			
	<b>指標</b>	法務省見学の申込みの受入件数，見学者数	<b>目標値等</b>	対前年度増
	<b>達成目標 4</b>			
法務省広報誌（「法務省だより・あかれんが」）の一般読者数が増加する。				
<b>指標</b>	法務省広報誌（「法務省だより・あかれんが」）の国民等への配布数	<b>目標値等</b>	対前年度増	
<b>達成目標 5</b>				
法務省の業務紹介ビデオの貸出件数（上映件数）が増加する。				
<b>指標</b>	法務省の業務紹介ビデオの貸出件数(上映件数)	<b>目標値等</b>	対前年度増	

<b>基本的考え方</b>	<p><b>1. 課題・ニーズ</b></p> <p>法務省は、基本法制の維持・整備，法秩序の維持，国民の権利擁護等を任務としており，国家の基盤を支え，国民の安全で安心な暮らしに寄与している官庁である。このように法務省は，国民にとって本来極めて身近な存在であるところ，国民による法務省の諸活動に関する理解は，必ずしも十分ではないと思われる。</p> <p>また，我が国は，事前規制・調整型社会から事後監視・救済型社会への転換が図られつつあり，このような中で，法務省の役割はますます重大なものとなってきているとともに，法務省が一層国民に開かれたものとなり，説明責任を果たしながら国民の声に耳を傾け，より透明な法務行政を行うことが求められている。</p> <p><b>2. 目的・意図</b></p> <p>以上の観点から，国民の法務省に関する理解を更に深め，その協力・支援を強化するなどのために広報活動を推進する必要がある。</p> <p><b>3. 当該施策の実施方法</b></p> <p>近年急速に普及・拡大しているインターネット媒体を活用しての広報を重視して法務省ホームページを拡充させるとともに，平成15年1月に創刊した一般国民向け広報誌（印刷媒体）による広報及び当省見学者に対する直接的広報等多様な広報活動を展開する。</p>									
<b>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</b>	<p>特になし</p>									
<b>測定方法等</b>	<p><b>1. 測定時期：</b>平成17年3月31日</p> <hr/> <p><b>2. 測定方法等</b></p> <p>それぞれの数について算出する。</p>									
<b>評価の内容</b>	<p><b>1. 平成16年度に講じた施策（実施状況）</b></p> <p>(1) 法務省ホームページの改訂</p> <p>国民の法務行政への理解の向上を図るため，ホームページの内容を随時見直し，最新情報を速やかに掲載した。また，ホームページ閲覧者が法務行政をより身近に感じることができるよう，分かりやすい画面作りに努めるため，トップページを一新するなど積極的にホームページ掲載記事等を改訂した。さらに，小・中学生や法務行政に精通していない一般国民向けの「キッズルーム」の内容も随時見直し，法務行政をさらに分かりやすく理解してもらえるよう努めた。その結果，下記のとおり法務省ホームページの改訂件数及びアクセス件数ともに，前年度に比して増加した。</p> <table border="1" data-bbox="395 1731 999 1850"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホームページ改訂件数</td> <td>1,009</td> <td>1,074</td> </tr> <tr> <td>ホームページアクセス件数</td> <td>3,154,468</td> <td>3,276,684</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 法の日週間における各種行事の実施</p> <p>法務省，最高裁判所及び日本弁護士連合会が合同で，「法の日」である10月1日から1週間にわたり中央行事を実施したほか，全国の検察庁・法務局において，無料法律相談，講演会等を実施した。本年度においては，特に広く一般国民に対して積極的に広報を行う必要のある裁判員制度を題</p>		H15年度	H16年度	ホームページ改訂件数	1,009	1,074	ホームページアクセス件数	3,154,468	3,276,684
	H15年度	H16年度								
ホームページ改訂件数	1,009	1,074								
ホームページアクセス件数	3,154,468	3,276,684								

材とした講演会，模擬裁判見学等を積極的に行った結果，参加者数は1,264人増加した。

	H15年度		H16年度	
	実施件数	参加者数	実施件数	参加者数
座談会・講演会	34	5,180	59	5,168
法律・法務行政相談	1,377	17,471	1,280	18,104
公判傍聴・見学会等	71	1,980	86	2,536
その他	31	2,911	49	2,998
合 計	1,513	27,542	1,474	28,806

(3) 法務省見学者への対応を拡充

修学旅行による小・中学生等の法務省見学を積極的に受け入れた。見学者に対しては，平易な言葉で法務行政を分かりやすく説明するとともに，法務省の印象，見学しての感想等についてアンケート調査を実施し，その結果をその後の見学対応に反映させるよう努めた。また，見学者に対する業務紹介資料を随時更新し，説明資料を充実させた。

	H15年度	H16年度
受入件数	79団体	69団体
見学者数	806人	638人

(4) 法務省広報誌（「法務省だより・あかれんが」）の国民等への配布

法務行政に関する情報を提供する広報手段として，平成15年1月に，新たな法務省広報誌「法務省だより・あかれんが」を発刊した。同誌については，四半期に1回発行し，一般の国民が法務行政に対して関心を抱く端緒となるよう「見やすく，分かりやすい」誌面構成を心掛けた。また，同誌を法務省地方機関の窓口等に置いた結果，前年度に比して配布数が増加した。

	H15年度	H16年度
配布数	69,873	70,648

上記配布数は，全国の法務局及び地方法務局において配布された数である。

(5) 法務省の業務紹介ビデオの貸出し・上映

法務省の業務紹介ビデオを「法の日」週間記念行事等で上映したほか，各種研修・行事等に貸し出して上映した。また，法務局，検察庁，保護観察所等の地方機関では，ロビー等において随時上映し，法務行政に対する理解の増進に努めた。

	H15年度	H16年度
貸出し数	959	826
上映数	20,687	18,785

## 2. 評価結果

法務省の広報活動は，平成16年度に講じた施策の実施状況が示すとおり多岐にわたっている。特に，ホームページの改訂や広報誌の発刊については最新情報の掲載やわかりやすい紙面の工夫等を行った結果，アクセス件数の

	<p>増加及び配布部数の増加が見られ、広報活動の推進として有効である。</p> <p>また、法の日週間における各種行事の実施、法務省見学者への対応及び法務省の業務紹介ビデオの貸出し・上映については前年度より件数等が減少しているが、これは、平成16年5月21日に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立し、広く国民に対して制度の趣旨及び概要を周知することが喫緊の課題であったことから、裁判員制度を題材とした座談会・講演会等の行事を重点的かつ精力的に行ったことによるものである。</p> <p>しかし、法の日週間における各種行事、法務省見学者への対応等は、国民等に対する直接的な広報活動であり、見学者からのアンケート調査結果からも「法務省の業務がよく分かった」、「法務省の仕事に興味を持った」等の意見が多数寄せられていることから、活動内容は充実しており、法務省の施策に対する理解を深めることについて有効である。</p> <p>したがって、今後も法務行政全般に関する理解を得るため広報活動を推進していくことが必要である。（なお、特に広く国民等に対して積極的に広報を行う必要のある裁判員制度の理解・興味を深めることは重要である。）</p>
見直しの有無	特になし
学識経験を有する者の知見の活用	
備考	

## 平成 1 6 年度実績評価実施結果報告書

<b>政策所管部局</b>	大臣官房秘書課														
<b>施策等の名称</b>	行政手続のオンライン化の推進														
<b>目 標</b>	<b>基本目標</b>														
	<p>法務省が扱う311の申請・届出等手続のうち、対面審査を要することなどからオンライン化になじまない35手続を除いた276手続についてオンライン化を実現する。</p> <p style="text-align: center;"><b>【基準年次：平成14年度 評価総括年次：平成17年度】</b></p>														
	<b>達成目標</b> -														
	<b>指標</b>	<b>オンライン化終了手続数</b>	<b>目標値等</b>												
			<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">オンライン化終了手続数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">~15年度 (実績)</td> <td style="text-align: center;">16年度</td> <td style="text-align: center;">17年度以降</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">247</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">276</td> </tr> </table>	オンライン化終了手続数				~15年度 (実績)	16年度	17年度以降	合計	247	15	14	276
オンライン化終了手続数															
~15年度 (実績)	16年度	17年度以降	合計												
247	15	14	276												
<b>基本的考え方</b>	<p><b>1. 課題・ニーズ</b> インターネットの急速な普及、電子商取引の実用化の動き等の社会の情報化の進展に対応するとともに、申請・届出等手続に係る国民負担軽減を図る必要がある。</p> <p><b>2. 目的・意図</b> インターネットを利用した申請・届出等手続のオンライン化を推進することにより、国民の負担軽減と利便性の向上を図る。</p> <p><b>3. 当該施策の実施方法</b> 申請・届出等手続のオンライン化のためのシステム整備、関係法令の改正等を計画的に行う。 このため、オンライン化を実現する目標値を各年度ごとに定め、当該目標値に対するオンライン化終了手続数を計上することにより、より着実なオンライン化を推進する。</p>														
<b>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</b>	特になし														
<b>測定方法等</b>	<p><b>1. 測定時期：</b>平成17年3月31日</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p><b>2. 測定方法等</b> 法務省オンライン申請システムにおける「オンラインによる申請・届出が可能な手続一覧」(<a href="http://shinsei.moj.go.jp/list/list_top.html">http://shinsei.moj.go.jp/list/list_top.html</a>) への手続登載状況を確認することにより、平成16年度におけるオンライン化終了手続数を測</p>														

	定し、目標値と比較した。												
評価の内容	<p><b>1.平成16年度に講じた施策(実施状況)</b>  法務省オンライン申請システムを利用する手続について、オンライン化のためのシステム整備と関係法令の改正を行い、以下のとおりオンライン化を実施した。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>平成16年 5月6日</td> <td>5手続(債権譲渡登記関係)</td> </tr> <tr> <td>同 6月21日</td> <td>1手続(商業・法人登記関係)</td> </tr> <tr> <td>平成17年 2月1日</td> <td>3手続(電子公告関係, 休眠会社関係)</td> </tr> <tr> <td>同 3月7日</td> <td>1手続(供託関係)</td> </tr> <tr> <td>同 3月22日</td> <td>6手続(不動産登記, 商業・法人登記関係)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>16手続</td> </tr> </table> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p><b>2.評価結果</b>  平成16年度の目標値15に対するオンライン化終了手続数は16であった。目標値と異なった理由は、不動産登記法の改正により、登記識別情報に関する手続など当初予定していない手続が新設されたほか、供託の申請と供託物の払渡しの請求など当初複数の手続として目標値に計上していた手続が、オンライン化に当たり、1つの手続として整理されたことなどによるものであり、目標値である15の各手続については、すべてオンライン化が終了している。  この結果、法務省が扱う260以上の手続について、インターネットを利用した申請・届出等が可能となり、窓口まで出向く必要がないなど、国民の負担軽減が図られ、利便性が向上することが期待できるため、本件施策は有効である。</p>	平成16年 5月6日	5手続(債権譲渡登記関係)	同 6月21日	1手続(商業・法人登記関係)	平成17年 2月1日	3手続(電子公告関係, 休眠会社関係)	同 3月7日	1手続(供託関係)	同 3月22日	6手続(不動産登記, 商業・法人登記関係)	計	16手続
平成16年 5月6日	5手続(債権譲渡登記関係)												
同 6月21日	1手続(商業・法人登記関係)												
平成17年 2月1日	3手続(電子公告関係, 休眠会社関係)												
同 3月7日	1手続(供託関係)												
同 3月22日	6手続(不動産登記, 商業・法人登記関係)												
計	16手続												
見直しの有無	特になし												
学識経験を有する者の知見の活用													
備考													

## 平成 1 6 年度実績評価実施結果報告書

<b>政策所管部局</b>	大臣官房人事課		
<b>施策等の名称</b>	女性職員の採用・登用の拡大の推進		
<b>目 標</b>	<b>基本目標</b>		
	<p style="text-align: center;">男女共同参画社会の実現に寄与するため、法務省における女性職員の採用・登用の拡大を推進する。</p> <p style="text-align: center;"><b>【基準年次：平成 1 2 年度 評価総括年次：平成 1 7 年度】</b></p>		
	<b>達成目標</b>	-	
	<b>指標 1</b>	採用者に占める女性の割合	<b>目標値等</b>
<b>指標 2</b>	各役職段階（各俸給表の 1 ～ 3 級を除く。）における女性の割合	<b>目標値等</b>	<p><b>【法務省（公安調査庁を除く。）】</b></p> <p>行（一）4 ～ 6 級：1 7 . 3 %</p> <p>行（一）7 ・ 8 級：6 . 3 %</p> <p>行（一）9 ～ 1 1 級：1 . 5 %</p> <p>公（一）4 ～ 6 級：3 . 1 %</p> <p>公（一）7 ・ 8 級：2 . 3 %</p> <p>公（一）9 ～ 1 1 級：2 . 1 %</p> <p>公（二）4 ～ 6 級：1 4 . 5 %</p> <p>公（二）7 ・ 8 級：3 . 1 %</p> <p>公（二）9 ～ 1 1 級：5 . 4 %</p> <p>検事（役職者）：3 . 3 %</p> <p><b>【公安調査庁】</b></p> <p>行（一）：4 ～ 6 級に占める女性の割合が全府省の同割合を大きく上回る状況を維持</p> <p>公（二）4 ～ 6 級：5 . 2 %</p> <p>公（二）7 ・ 8 級：登用に努める</p>
<b>指標 3</b>	勤務環境の整備等の	<b>目標値等</b>	仕事の進め方の見直し及び意識改革、

	実施状況	職業生活と家庭生活の両立に向けた支援策の整備等												
基本的考え方	<p>男性も女性も互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、職場、学校、地域、家庭でその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国の最重要課題の一つである。とりわけ、政策・方針決定過程への男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現の基盤をなすものであり、政府全体で、女性国家公務員の採用・登用の拡大に率先して取り組んでいる。</p> <p>法務省（公安調査庁を含む。以下同じ。）においても、平成13年11月に女性職員の採用・登用拡大計画（「法務省における女性職員の採用・登用拡大計画」及び「公安調査庁における女性職員の採用・登用拡大計画」）を策定して女性職員の採用・登用の拡大について、具体的取組を積極的に推進している。</p> <p>上記計画では、女性職員の採用・登用についての平成12年度における状況を把握・分析した上で、平成17年度までの目標値を設定している。採用や昇任・昇格自体は、国家公務員法に定める平等取扱の原則及び成績主義の原則を前提とするため、ある施策を講じたことにより必ずしもその目標値が達成されるものではないが、上記計画で目標値を設定した理由は、目標値を一つの目安として計画的に取り組むことが有益であると考えたためである。</p> <p>本実績評価において、基本目標を達成する上で、上記計画の目標値を指標（目標値等）として定めたのも同様の理由からである。</p>													
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	<p>各試験の合格者に占める女性の割合は、各試験の法務省における採用者に占める女性の割合にも影響をもたらす要因となる。</p>													
測定方法等	<p>1. 測定時期：平成17年3月31日</p> <hr/> <p>2. 測定方法等</p> <p>各指標の目標値に対する実施結果は、人事院が実施する国家公務員給与等実態調査及び採用試験結果並びに当省の採用結果を使用している。</p>													
評価の内容	<p>1. 平成16年度に講じた施策（実施状況）</p> <p>平成16年度に講じた施策のうち、主たるものとして、以下(1)～(3)を記述している。</p> <p>なお、「本省庁」とは法務省内部部局及び法務総合研究所並びに公安調査庁内部部局を、「地方機関」とは法務省の施設等機関、特別の機関及び地方支分部局をいう。</p> <p>(1) 採用の拡大に資するもの</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="3">ア 女性採用志望者等を対象とした業務説明会の実施</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">本省庁</td> <td style="width: 10%;">時期</td> <td>実施：平成16年9月（本省において実施） 結果の周知：平成16年10月、11月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>対象</td> <td>法務省 種採用女性志望者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>内容</td> <td>女性職員による業務説明，質疑応答及び意見交換並びに法務</td> </tr> </table>		ア 女性採用志望者等を対象とした業務説明会の実施			本省庁	時期	実施：平成16年9月（本省において実施） 結果の周知：平成16年10月、11月		対象	法務省 種採用女性志望者		内容	女性職員による業務説明，質疑応答及び意見交換並びに法務
ア 女性採用志望者等を対象とした業務説明会の実施														
本省庁	時期	実施：平成16年9月（本省において実施） 結果の周知：平成16年10月、11月												
	対象	法務省 種採用女性志望者												
	内容	女性職員による業務説明，質疑応答及び意見交換並びに法務												

		省ホームページ、「男女共同参画推進本部ニュース」及び「共同参画21」における実施結果の周知
	人員	志望者35名参加，職員6名（女性6名）対応
地方 機関	時期	平成17年3月（和歌山地方法務局において実施）
	対象	法務局採用女性志望者
	内容	職員による業務説明，質疑応答及び意見交換
	人員	志望者8名参加，職員6名（女性3名，男性3名）対応
効果	女性職員が職場の様子や仕事のやりがい等について直接説明・意見交換することにより，実際に女性が活用されていることを女性志望者に体感してもらい，法務省への関心を持ってもらう。	
イ 業務説明会への女性職員の派遣		
種	時期	平成16年4月～平成17年3月
	対象	法務省 種採用志望者
	内容	女性職員による業務説明，質疑応答
	回数	19回中15回女性職員を派遣
種	時期	平成16年5月～平成17年2月
	対象	法務省 種採用志望者
	内容	女性職員による業務説明，質疑応答
	回数	339回中210回女性職員を派遣
種	時期	平成16年10月～平成16年11月
	対象	法務省 種採用志望者
	内容	女性職員による業務説明，質疑応答
	回数	58回中37回女性職員を派遣
効果	女性職員が女性志望者と直接接することにより，実際に女性が活用されていることを体感してもらい，法務省への関心を持ってもらう。	
ウ 採用パンフレットへの女性職員のメッセージの掲載		
種	時期	平成16年5月～平成17年3月

	対象	法務省 種採用志望者
	内容	女性職員からのメッセージ
	人員	43名中13名女性職員を掲載
種	時期	平成16年4月～平成17年3月
	対象	法務省 種採用志望者
	内容	女性職員からのメッセージ
	人員	34名中7名女性職員を掲載
種	時期	平成16年4月～平成17年3月
	対象	法務省 種採用志望者
	内容	女性職員からのメッセージ
	人員	26名中12名女性職員を掲載
効果	実際に女性職員がどのような職務に携わり活躍しているのかなどを女性職員が訴えかけることにより、法務省への関心を持ってもらう。	
エ 採用事務担当者への女性職員の配置		
種	時期	平成16年4月～平成17年3月
	対象	法務省 種官庁訪問者
	内容	女性職員による官庁訪問等の対応（事務担当者、面接官等）
	人員	102名中12名（採用7窓口のうち5窓口）女性職員を配置
種	時期	平成16年4月～平成17年3月
	対象	法務省 種， 種官庁訪問者
	内容	女性職員による官庁訪問等の対応（事務担当者、面接官等）
	人員	568名中108名（採用102窓口のうち64窓口）女性職員を配置
効果	女性職員が人事担当者として女性志望者と直接接することにより、採用業務においても女性が活用されていることを体感してもらい、法務省への関心を持ってもらう。	

(2) 登用の拡大に資するもの

ア 意識啓発などのための女性職員意見交換会の実施及びその後の対応		
本省庁	時期	実施：平成16年7月（1回目） 結果の周知：平成16年10月 実施：平成17年3月（2回目）
	対象	実施：本省庁勤務女性職員 結果の周知：法務省勤務職員 実施：本省庁（公安調査庁は除く）勤務職員
	内容	女性職員の登用拡大のための各種施策の効果に関する意見聴取及びその結果の周知 女性職員が働く上で抱える問題点等に関するのアドバイス集の検討・作成
	人員	12名参加（すべて女性） 14名参加（女性11名，男性3名）
地方機関	時期	平成16年4月～平成17年3月
	対象	地方機関勤務女性職員
	内容	職務内容，勤務環境等に関する女性職員による意見交換及びその後の対応（全職員や幹部職員への結果の周知（3庁），職場への要望や仕事に関する意識アンケート実施（1庁））
	人員	27庁において合計33回開催，412名参加
効果	女性職員の意識の啓発を図るとともに，管理職員及び人事にかかわる職員が効果的な施策の把握・実施の必要性を認識することにより，各職場の実情に即した登用拡大のための施策が策定できる。	
イ 女性職員へのアンケート実施，結果の周知等		
時期	矯正局 平成17年2月に結果の周知（実施は平成16年2月） 鹿児島地方法務局 平成17年3月に実施（平成17年2月に実施した女性職員意見交換会を受けて実施） 東京地方検察庁 平成16年12月に結果の周知（実施は平成15年11月） 福岡地方検察庁 平成16年4月に実施（アンケート結果を受けて，平成16年4月から6月にブロック別女性会議を実施）	
対象	地方機関勤務女性職員	

内容	仕事を継続していくに当たり有している問題意識，施設運営上抱えている固有の問題点 職場への要望や仕事に関する意識 人事配置，職務内容等の実態及び意識 女性事務官会議の要否
人員	250名，18名，200名，49名
効果	女性職員が抱えている問題意識を管理職員や人事にかかわる職員が把握することにより，各職場の実情に即した登用拡大のための施策が策定できる。

ウ 女性職員の職域の拡大（7級以上）

時期	平成16年4月～
対象	法務省勤務女性職員
内容	これまで当該官職に女性職員を配置していなかった官署の当該官職への配置
人員	・7級15名（本省秘書課専門官（政策評価担当）1名，地方法務局支局長1名，同供託課長1名，同人権擁護課長1名，地方検察庁教養課長1名，統括捜査官3名など） ・8級7名（本省矯正局補佐官2名，地方法務局会計課長1名，同戸籍課長1名，同人権擁護課長1名，同支局長1名，行刑施設（主に男性受刑者を収容）会計課長1名） （注）他の官署においては既に配置した例があるが，当該官署では初めて配置した場合を含む。
効果	実際に女性職員の活躍の場を広げることにより，女性職員の意識の啓発・士気の向上を図り，管理職員及び人事にかかわる職員に対し女性職員の職域の拡大についての方向性を示す。

エ 登用に資することを目的とした人事院主催の行政研修への女性職員の派遣

本省庁	時期	平成16年9月～平成17年3月
	対象	本省庁勤務職員
	内容	行政フォーラム（課長級），課長補佐級，係長級，係長級特別課程
	人員	7名中1名，25名中2名，7名中4名，8名中3名女性職員を派遣
地方機関	時期	平成16年6月～平成17年3月

	対象	地方機関勤務職員
	内容	課長研修， 管理監督者研修（課長・課長補佐研修）， 課長補佐研修， 係長研修， 係長級特別課程
	人員	45名中1名， 18名中2名， 16名中2名， 95 名中21名， 1名中1名女性職員を派遣
効果	公務員として必要な知識，能力等の向上を図り，女性職員の登用・職域の拡大を促進させる。	
オ 女性職員研修への派遣及び実施		
本省庁	時期	平成16年7月
	対象	本省庁勤務女性職員
	内容	女性職員のためのエンパワーメント・セミナー
	人員	4名（本省3名，公安調査庁1名）
地方機関	時期	平成16年6月～平成17年2月
	対象	地方機関勤務女性職員
	内容	人事院主催：女性職員キャリアサポート研修，エンパワーメントセミナー，女性職員セミナーキャリアアップ研修，女性公務員パワーアップセミナー，女性のためのダイバーシティ研修 法務省（地方機関）実施：広島高等検察庁管内女性事務官研修（公務員倫理，JST（人事院式監督者研修）等について）
	人員	81名， 21名
効果	公務員として必要な知識，能力等の向上を図り，女性職員の登用・職域の拡大を促進させる。	
カ 女性職員の採用・登用の拡大についての周知徹底		
時期	平成16年6月～17年2月	
対象	433名（地方機関の長等）	
内容	各種会同における女性職員の採用・登用の拡大についての取組に関する周知徹底	
人員	2名（法務省大臣官房人事課長が各種中央会同（計7回）において，公安調査庁総務部人事課長が公安調査局課長クラスの会議（計1回）においてそれぞれ説明）	

効果	管理職員の理解を深めさせることにより，各職場における女性職員の採用・登用の拡大を促進させる。
----	--

(3) 勤務環境の整備等に資するもの

ア 次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画(以下、「行動計画」という。)に関する各種施策											
行動計画策定のためアンケート調査及びヒアリング調査の実施	<table border="1"> <tr> <td>時期</td> <td>平成16年6月～7月</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>法務省勤務職員</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>妊娠中及び産前産後における配慮，子供の出生時における父親の休暇の促進，育児休業等を取得しやすい環境の整備等，次世代育成支援に関する職員の意識や実態の把握・分析</td> </tr> <tr> <td>人員</td> <td>アンケート：約2,500名 ヒアリング：58名(計6回実施)</td> </tr> <tr> <td>効果</td> <td>職員や職場の実情を把握することにより，より効果的でニーズに即した行動計画を策定できる。</td> </tr> </table>	時期	平成16年6月～7月	対象	法務省勤務職員	内容	妊娠中及び産前産後における配慮，子供の出生時における父親の休暇の促進，育児休業等を取得しやすい環境の整備等，次世代育成支援に関する職員の意識や実態の把握・分析	人員	アンケート：約2,500名 ヒアリング：58名(計6回実施)	効果	職員や職場の実情を把握することにより，より効果的でニーズに即した行動計画を策定できる。
時期	平成16年6月～7月										
対象	法務省勤務職員										
内容	妊娠中及び産前産後における配慮，子供の出生時における父親の休暇の促進，育児休業等を取得しやすい環境の整備等，次世代育成支援に関する職員の意識や実態の把握・分析										
人員	アンケート：約2,500名 ヒアリング：58名(計6回実施)										
効果	職員や職場の実情を把握することにより，より効果的でニーズに即した行動計画を策定できる。										
行動計画等策定及びその実施	<table border="1"> <tr> <td>時期</td> <td>平成16年12月～</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>法務省勤務職員</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>「法務省・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画～スマイル子育て応援プラン～」：職員の仕事と子育ての両立のための勤務環境の整備に関する取組事項(7ページ) 「『スマイル子育て応援プラン』の推進について」：「誰が」、「何をする」といった観点から，行動計画についてより詳細で分かりやすい解説(8ページ)</td> </tr> <tr> <td>効果</td> <td>職場及び家庭において子育ての意義についての理解が深められるとともに，行動計画に掲げられた施策が各職場において実施されることにより，職場環境の改善が図られる。</td> </tr> </table>	時期	平成16年12月～	対象	法務省勤務職員	内容	「法務省・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画～スマイル子育て応援プラン～」：職員の仕事と子育ての両立のための勤務環境の整備に関する取組事項(7ページ) 「『スマイル子育て応援プラン』の推進について」：「誰が」、「何をする」といった観点から，行動計画についてより詳細で分かりやすい解説(8ページ)	効果	職場及び家庭において子育ての意義についての理解が深められるとともに，行動計画に掲げられた施策が各職場において実施されることにより，職場環境の改善が図られる。		
時期	平成16年12月～										
対象	法務省勤務職員										
内容	「法務省・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画～スマイル子育て応援プラン～」：職員の仕事と子育ての両立のための勤務環境の整備に関する取組事項(7ページ) 「『スマイル子育て応援プラン』の推進について」：「誰が」、「何をする」といった観点から，行動計画についてより詳細で分かりやすい解説(8ページ)										
効果	職場及び家庭において子育ての意義についての理解が深められるとともに，行動計画に掲げられた施策が各職場において実施されることにより，職場環境の改善が図られる。										
ホームページ及びW A N(職場内掲示板)への情報の掲載	<table border="1"> <tr> <td>時期</td> <td>平成17年3月～</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>法務省勤務職員</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>行動計画や仕事と妊娠・出産・子育ての両立のために利用可能な制度等に関する情報(26ページ)</td> </tr> <tr> <td>効果</td> <td>職員の各種制度の利用を促進するとともに，全職員に仕事と子育ての両立支援に関する理解を深めさせる。</td> </tr> </table>	時期	平成17年3月～	対象	法務省勤務職員	内容	行動計画や仕事と妊娠・出産・子育ての両立のために利用可能な制度等に関する情報(26ページ)	効果	職員の各種制度の利用を促進するとともに，全職員に仕事と子育ての両立支援に関する理解を深めさせる。		
時期	平成17年3月～										
対象	法務省勤務職員										
内容	行動計画や仕事と妊娠・出産・子育ての両立のために利用可能な制度等に関する情報(26ページ)										
効果	職員の各種制度の利用を促進するとともに，全職員に仕事と子育ての両立支援に関する理解を深めさせる。										

職員の家族による職場見学会の実施	時期	平成17年3月
	対象	本省庁（公安調査庁を除く）勤務職員
	内容	本省内の見学，家族による職場案内等
	人員	19家族，65名参加
効果	家族の仕事に対する理解を深めるとともに，周囲の職員が見学を訪れた家族の姿を見ることにより，職場における子育てをする職員に対する理解を深め，子育てをする職員の支援につなげる。	
イ 超過勤務の縮減の周知		
時期	平成16年4月～平成17年3月	
対象	法務省勤務職員	
内容	ポスター掲示，パンフレット配布 本省庁における全省庁一斉定時退庁日の放送	
枚数	ポスター2，820枚，パンフレット7，300部を本省庁及び地方機関へ配布。本省庁においては国会開会以外の期間に全省庁一斉定時退庁日の放送を毎週水曜日に実施	
効果	仕事の進め方の見直し及び意識改革を推進し，職域の拡大にも資する労働時間の短縮を図る。	
ウ 男女共同参画の実現に向けての意識啓発		
本省庁	時期	平成17年1月
	対象	本省庁勤務職員
	内容	男女共同参画をテーマとした本府省係長研修への派遣
	人員	2名（男性2名）
地方機関	時期	平成16年11月，平成17年1月，2月
	対象	地方機関勤務職員
	内容	女性職員の採用・登用拡大推進会議（人事院主催），男女共同参画社会推進会議（県主催），管理職に対する女性職員活性化セミナー（人事院主催）への派遣
	人員	13名（男性12名，女性1名）

効果	女性職員の採用・登用の拡大についての意識啓発を図る。
工 育児休業取得職員の代替職員の確保	
時期	平成16年4月～平成17年3月
対象	法務省勤務育児休業取得職員
内容	育児休業取得に伴う代替職員の確保
人員	育児休業取得者320名，代替職員281名
効果	育児休業の取得に伴う職務上の支障が軽減され，育児休業取得前において安心して勤務できることにより，職域の拡大にも資する職業生活と家庭生活の両立を図る。

(4) 結果（指標・目標値等と実施結果との比較）

指標	目標値等	実施結果 【】内は数値算出範囲	達成状況	
採用者に占める女性の割合	種	採用者に占める女性の割合が試験合格者に占める女性の割合を大きく上回る状況を維持	達成	
	種	平成13年度～17年度を通算して30%	27.3% 【平成12年～16年度に実施された試験からの採用者。ただし平成16年度は，平成17年4月1日までの採用者】	未達成（注1）
	種	平成13年度～17年度を通算して40%	36.6% 【平成12年～16年度に実施された試験からの採用者。ただし平成16年度は，平成17年4月1日までの採用者】	未達成（注1）
	検事	女性の採用に努める	採用者に占める女性の割合は24.7%であり，前年度（女性の割合25.3%）よりも若干下回っているが，基準年次である平成12年度（女性	達成

		の割合18.2%)より上回っている。 【平成16年度採用者,平成15年度採用者,平成12年度採用者】		
副検事	女性の応募を促進する	応募者に占める女性の割合は3.8%であり,前年度3.7%より上回っている。 【平成16年度応募者,平成15年度応募者】	達成	
公安調査庁				
種	女性の採用に努める	平成17年4月1日付け女性採用者はいない。 【平成17年4月1日採用者】	未達成	
種	平成13年度~17年度を通算して10%	13.4% 【平成13年度~16年度採用者及び平成16年4月1日採用者】	達成	
法務省(公安調査庁を除く。)				
各役職段階(各俸給表の1~3級を除く。)	行(一)4~6	17.3%	20.2% 【平成17年1月15日在職者】	達成
	行(一)7~8	6.3%	6.0% 【平成17年1月15日在職者】	未達成
	行(一)9~11	1.5%	4.4% 【平成17年1月15日在職者】	達成
	公(一)4~6	3.1%	3.5% 【平成17年1月15日在職者】	達成
	公(一)7~8	2.3%	3.1% 【平成17年1月15日在職者】	達成
	公(一)9~11	2.1%	2.3% 【平成17年1月15日在職者】	達成
	公(二)4~6	14.5%	13.7% 【平成17年1月15日在職者】	未達成
	公(二)7~8	3.1%	3.6% 【平成17年1月15日在職者】	達成
	公(二)	5.4%	3.6%	未達成

9 ~ 11 における 女性 の 割合	検事 (役職 者)	3.3%	【平成17年1月15日在職者】 3.5% 【平成17年1月15日在職者】 (注2)	達成
	公安調査庁			
	行(一)	各役職段階に占める 女性の割合が全府省 の同割合を大きく上 回る状況を維持	4～6級の女性の割合は9 7.0%であり、全府省の同 割合(15.2%(ただし、 前年度))を大きく上回る状 況を維持している。 【平成17年1月15日在職 者、平成16年1月15日在 職者】	達成
	公(二) 4～6	5.2%	7.1% 【平成17年1月15日在職者】	達成
公(二) 7・8	登用に努める	7級及び8級の女性の割合は 0.0%であり、前年度(0. 35%)より下回っている。 【平成17年1月15日在職 者、平成16年1月15日在 職者】	未達成	
勤務 環境 の 整備 等 の 実施 状況	仕事の進め方の見直 し及び意識改革、職 業生活と家庭生活の 両立に向けた支援策 の整備等	行動計画に基づく施策、超過 勤務の縮減の周知、男女共同 参画の実現に向けての意識啓 発、育児休業取得職員の代替 職員の確保	達成	

(注1) 試験合格者に占める女性の割合が、法務省における採用者に占める女性の割合に影響をもたらす要因となることを、「目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因」として記載しているが、平成16年度試験合格者に占める女性の割合は、種26.1%、種30.9%となっており、法務省(公安調査庁を除く。)における採用者に占める女性の割合の目標値である種30%、種40%と比べ下回っている。

(注2) 「検事(役職者)」とは、検事総長、次長検事、最高検察庁部長、最高検察庁検事、検事長、高等検察庁次席検事、高等検察庁部長、高等

検察庁支部長，高等検察庁検事，検事正，地方検察庁次席検事，地方検察庁部長，地方検察庁副部長及び地方検察庁支部長をいう。

## 2. 評価結果

### (1) 各施策の目標値等達成のための貢献度

目標値等の達成のために平成16年度に講じた施策がどのように貢献したかについて分析すると以下のとおりである。なお，目標値等の実施結果（上記1.(4)）は，採用や昇任・昇格自体が国家公務員法に定める平等取扱の原則及び成績主義の原則を前提としているため，平成16年度に講じた施策のみにより生じたものとは言えないが，それぞれの施策にどのような効果があり，当該施策が目標値等の達成のために有効か否かを評価する。

指標1「採用者に占める女性の割合」について，平成16年度に採用の拡大のために講じた施策（ア 女性採用志望者等を対象とした業務説明会の実施，イ 業務説明会への女性職員の派遣，ウ 採用パンフレットへの女性職員のメッセージの記載，エ 採用事務担当者への女性職員の配置）は，それぞれの施策の「効果」欄に記載してあるような効果があるため，目標値等の達成のために有効であると評価できる。なお，実施結果（上記1.(4)）を見ると，平成16年度の時点で，7項目中4項目が達成されているが，未達成項目中2項目（法務省の種及び種試験からの採用者）については外部要因（種試験及び種試験試験合格者に占める女性の割合）が未達成に影響を及ぼしたものと推測される。

また，講じた施策の効果が実際にどの程度生じているかを測定するため，施策対象者の一部（業務説明会参加者，官庁訪問者）に無記名でアンケートを実施したが，その結果は以下のとおりである。いずれの施策も，法務省への関心が「とても深まった」「ある程度は深まった」の回答の割合（小数点第1位以下は四捨五入）は合わせて90%を超えており，各施策の効果が十分に生じていると評価できる。

ア 女性採用志望者を対象とした業務説明会（法務省単独開催）の実施			
質問	女性のための業務説明会に参加して，女性職員の活躍を体感することにより，法務省への関心が深まりましたか。		
回答	回答総数	33人	
	人数		割合
	とても深まった	30人	91%
	ある程度は深まった	3人	9%
	あまり深まらなかった	0人	0%
何とも言えない	0人	0%	
イ 業務説明会（各府省合同開催）への女性職員の派遣			
質問	女性職員が説明する法務省業務説明会に参加して，女性職員の活躍を体感することにより，法務省への関心が深まりましたか。		
回答	回答総数	199人	
	人数		割合

	とても深まった	113人	57%
	ある程度は深まった	70人	35%
	あまり深まらなかった	5人	3%
	何とも言えない	11人	6%
ウ 採用パンフレットへの女性職員のメッセージの掲載			
質問	法務省の採用パンフレットの女性職員の記事を実際に見て、女性職員の活躍を具体的に知ることにより、法務省への関心が深まりましたか。		
回答	回答総数	225人	
		人数	割合
	とても深まった	105人	47%
	ある程度は深まった	107人	48%
	あまり深まらなかった	3人	1%
	何とも言えない	10人	4%
エ 採用事務担当者への女性職員の配置			
質問	法務省の採用事務担当者や面接官に女性職員がいると、女性職員の活躍を体感することにより、法務省への関心が深まると思いますか。		
回答	回答総数	235人	
		人数	割合
	とても深まった(る)	159人	68%
	ある程度は深まった(る)	70人	30%
	あまり深まらなかった(ない)	1人	0%
	何とも言えない	5人	2%

指標2「各役職段階(各俸給表の1～3級を除く。)における女性の割合」について、平成16年度に登用の拡大のために講じた施策(ア 意識啓発などのための女性職員意見交換会の実施及びその後の対応、イ 女性職員へのアンケート実施、結果の周知等、ウ 女性職員の職域の拡大、エ 登用に資することを目的とした人事院主催の行政研修への女性職員の派遣、オ 女性職員研修への派遣及び実施、カ 女性職員の採用・登用の拡大についての周知徹底)は、それぞれの施策の「効果」欄に記載してあるような効果があるため、目標値等の達成のために有効であると評価できる。なお、実施結果(上記1.(4))を見ると、平成16年度時点で、13項目中9項目が達成されている。

また、講じた施策の効果が実際にどの程度生じているかを測定するため、

	<p>本省で開催した女性職員意見交換会において意見を求めたところ、「意識啓発などのための女性職員意見交換会の実施及び結果の周知」、「女性職員の職域の拡大」、「女性職員研修への派遣」についてその効果が高いとの意見が多数を占めたことから、各施策の効果が生じていると評価できる。</p> <p>指標3「勤務環境の整備等の実施状況」について、平成16年度に講じた施策（次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画に関する各種施策、超過勤務の縮減の周知、男女共同参画の実現に向けての意識啓発、育児休業取得職員の代替職員の確保）は、それぞれの施策の「効果」欄に記載してあるような効果があるため、目標値等の達成のために有効であると評価できる。</p> <p>(2) 今後の方向性及び課題</p> <p>女性職員の採用・登用の拡大の推進については、法務省が策定した女性職員の採用・登用拡大計画（「法務省における女性職員の採用・登用拡大計画」及び「公安調査庁における女性職員の採用・登用拡大計画」）の実施を通じて行っており、同計画の目標年次が平成17年度であることから、政策評価の評価総括年次も平成17年度としているところである。</p> <p>平成17年度は、同年度の評価総括に向けて、平成16年度において講じた施策を中心に取り組んでいる。また、本政策は、職員の仕事と家庭の両立支援、働き方の見直し等に関し平成16年12月に策定した「法務省・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画～スマイル子育て応援プラン～」の施策と密接に関係するものであるため、当該行動計画と連携して取り組んでいる。</p> <p>平成16年度においては、講じた施策の効果が実際にどの程度生じているかを測定するために、施策対象者へのアンケートや意見交換会を実施するなどの方策を講じたが、これらの測定結果を踏まえ、今後も引き続き、より効果的な各種施策を実施する必要がある。</p>
見直しの有無	特になし
学識経験を有する者の知見の活用	
備考	

## 平成 16 年度実績評価実施結果報告書

<b>政策所管部局</b>	法務省大臣官房施設課			
<b>施策等の名称</b>	外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力			
<b>目 標</b>	<b>基本目標</b>	<p>外務省の施策を踏まえて施設づくりのノウハウが相手国により理解される。</p> <p style="text-align: center;"><b>【基準年次・評価総括年次：平成16年度】</b></p>		
	<b>達成目標</b>	<p>専門家派遣及び外国の研修員の受入れ依頼に対応する。</p>		
	<b>指標 1</b>	依頼件数に対する専門家の派遣数の割合	<b>目標値等</b>	100%
	<b>指標 2</b>	依頼件数に対する研修の実施件数の割合	<b>目標値等</b>	100%
	<b>参考指標 1</b>	派遣専門家の活動実施状況		
	<b>参考指標 2</b>	計画に際して専門家の助言，指導が取り入れられた施設		
<b>基本的考え方</b>	<p><b>1．課題・ニーズ</b>          昨今，国際協力に関し，犯罪の防止と犯罪者の更生が途上国の社会・経済発展のための重要な要素であるとの認識が共有されるに至り，刑事政策分野における国際協力の必要性が高まっている。</p> <p><b>2．目的</b>          施設整備等に関する援助要請に対する協力</p> <p><b>3．当該施策の実施方法</b>          相手国及び外務省からの要請に基づき，相手国に対する刑事政策分野の助言，矯正施設の整備計画及びその設計手法に係る技術指導等を行うための専門家派遣，並びに施設整備，施設運営及び維持管理に関する全般的知識の向上を目的とした研修を行うことにより，相手国の施設整備の推進，矯正施設の改善等に貢献する。</p>			
<b>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</b>	<p>1 相手国からの国際協力要請に対する外務省の予算措置によっては専門家派遣を行えなくなる等の影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>2 相手国の施設整備に係る予算措置によっては派遣専門家の助言，指導が施設整備に反映できない可能性がある。</p>			
<b>測定方法等</b>	<p><b>1．測定時期：</b>平成17年3月31日</p> <p>-----</p> <p><b>2．測定方法等</b>          (1) 専門家派遣件数から達成率を算出する。          (2) 研修依頼件数から達成率を算出する。</p>			

(3) 派遣専門家の報告書により活動内容及び助言，指導が取り入れられた施設を評価する。

## 評価の内容 1. 平成16年度に講じた施策 (実施状況)

### (1) 専門家の派遣

タイ王国法務省及び外務省から派遣要請（派遣期間2年間）を受け，平成14年度秋から引き続き，独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じ，同国の施設整備の推進，矯正施設の改善のための助言・指導等を行う専門家派遣（1名）を実施している。

なお，タイ王国に派遣された専門家は，当課の技術系職員のうち，矯正施設の設計等に係る職務経験，語学力，適性等を総合的に判断した上で選定された者である。

### (2) 派遣専門家の活動実施状況等

平成16年度において，タイ王国法務省に派遣された専門家は，次のような活動を行った。

ア 刑務所整備，少年院整備，リマンドホーム（少年拘置施設）整備，法務省行政合同庁舎整備，同省少年観察保護局地方事務所整備に係るプロジェクトへの参画と助言

イ 刑務所等の標準設計図の策定に関する指導と助言

ウ 少年矯正分野への分類処遇制度導入に関するセミナー開催（3回）の企画

エ 我が国におけるカウンターパート研修計画（処遇と一体となった施設整備・管理について）の策定

オ その他，処遇と一体となった施設整備についての啓蒙活動等

### (3) 研修員の受入れ及び研修の実施

平成16年度においては，JICAからの研修依頼により

ア 平成16年8月30日から同年9月21日までの間，タイ王国法務省少年観察保護局次長ほか2名を受け入れ，我が国における「処遇と一体となった矯正施設の整備・管理」のノウハウ等に関する研修を行った。

イ 平成17年3月7日から同月17日までの間，フィリピン共和国法務省矯正局長ほか1名を受け入れ，我が国における少年矯正施設の整備及び運営等に関する研修を行った。

## 2. 評価結果

### (1) 専門家の派遣

平成16年度においては，平成14年度秋から引き続き，JICAを通じ，タイ王国への専門家派遣を実施している。

(2) 派遣専門家の助言・指導が取り入れられた施設及び活動実施状況平成16年度における派遣専門家の助言・指導が施設整備に具体的に取り入れられたものとしては，前年度に基本・実施設計がなされたチェンマイ中央刑務所及びサムイ地方刑務所の施工段階における助言・指導，前年度に基本・実施設計がなされたバンカルナ少年院についてタイ王国の少年収容状況の変化に対応した計画見直しに関する助言・指導，同国法務本省合同庁舎の基本・実施設計に対する助言・指導等が挙げられる。

また，タイ王国法務省官房建築課においては，派遣専門家の助言・指導により開始された刑務所等の標準設計図の策定作業が継続されているところ，派遣専門家は，平成16年度も引き続き，定期的なミーティングを実施しながら，同課に対する助言と指導を行った。

さらに，タイ王国においては，我が国との刑事政策分野における交流等を通じ，我が国の政府組織に習った形で，平成15年度に旧司法省所管の

少年矯正担当部局，旧内務省所管の成人矯正担当部局が法務省に統合されたが，同国法務省側から，これらの部局と，法務省施設の整備・管理等を所管する官房建築課との連携関係を構築したいとの希望が伝えられたことなどから，派遣専門家は，必要に応じ，少年矯正分野における分類処遇制度に関するセミナーの開催を企画するなどしつつ，我が国の矯正施設の整備・運営の手法等を紹介するなどしたほか，同国側の具体的な要望を踏まえて，後記のカウンターパート研修計画を策定するなどした。

我が国とタイ王国においては，矯正施設における処遇の内容や生活・文化・自然環境が大きく異なることから，我が国の矯正施設の設計等を直ちに持ち込むことはできず，我が国のノウハウ等を活かしつつ，相手国側との十分な議論を経て，相手国の矯正施設の現状と将来像を十分に踏まえた助言・指導を行うことが不可欠であるところ，上記のとおり，矯正施設の建築に熟練した専門家を同国に派遣して同国法務省に常駐させ，適時適切に助言・指導を行ったことにより，その助言・指導の内容は，同国法務省内部に理解され，同国の矯正施設に具体的に取り入れられるだけでなく，同国法務省の矯正施設整備・運営に係る諸施策に反映されつつある。

タイ王国法務省からは，我が国の派遣専門家が同国矯正施設の改善に多大な貢献をしているとの高い評価を受け，平成17年度も引き続き，同国及び外務省から専門家派遣の強い要請がなされている上，継続的な専門家派遣による成果の総まとめとも言えるべき刑務所等の標準設計図の策定作業は未だ完了しておらず，これに併せて，矯正施設に必要な設備システムを確立する必要もあることから，平成17年度以降も引き続き，専門家派遣を実施する必要がある。

### (3) 研修の実施

平成16年度においては，研修の実施に関し，タイ王国及びフィリピン共和国から2件5名の依頼があり，これに対して，2件5名の研修を実施したことから，達成率は100パーセントである。

個々の研修の実施状況は，次のとおりである。

ア 我が国は，タイ王国の援助要請を受け，同国首都圏における非行少年の改善更生教育を効率的に行うため，バンコクにあった少年院を統合した新たな少年院をJICA資金により建設することとし，同国少年矯正のモデル施設とされるシリントン職業訓練校を建設したほか，上記のように矯正施設の建築に熟練した専門家を派遣し，施設整備の推進及び矯正施設の改善等を目的とした技術協力を継続的に実施しているところ，上記のとおり，同国法務省から，「処遇と一体となった施設整備・管理」を行うための組織体制の充実を図りたいとして研修員の受け入れ要請がなされたことから，同国及び外務省の要請に基づき，同国法務省の少年矯正担当部局である少年観察保護局次長，成人矯正担当部局である行刑局特別業務課長，同省施設の整備・管理を所管する官房建築課主任設計官ら3名を研修員として受け入れることとした。

研修においては，矯正局の協力を受け，我が国の矯正施設等16か所を見学させるとともに，これに併せて，タイ王国に派遣された経験のある建築技官を中心に，我が国が有する施設整備・管理等のノウハウや，施設整備の企画立案，計画・設計，積算，工事契約，施工管理，保全指導及び財産管理等の施設業務のフロー，施設整備に関する官房施設課，矯正局及び現地施設との役割分担等に関する研修等を行った。

その結果，前記少年観察保護局次長らからは，タイ王国法務省の課題である矯正処遇と一体となった施設整備・管理を行うために研修の成果を活かしたい，今後ともタイ王国の矯正施設の改善に協力して欲しいなどとの意向が伝えられており，今後とも，相手国及び外務省から要請が

なされた場合には、適切な研修を実施する必要がある。

イ フィリピン共和国法務当局は、劣悪な社会・経済情勢の下、過剰収容状態にある少年受刑者の処遇等の重要性を認め、矯正施設の改善を優先課題として取り組んできたが、同国財政の危機的状況から具体策に着手できない状況であったところ、JICAの資金協力の下、当課から長期・短期の専門家を断続的に派遣したことにより、平成15年10月、パイロット的な小規模少年訓練施設として、20数名程度の少年受刑者を収容するモンテルパ少年訓練センターが完成し、運営されるに至っている。

しかしながら、フィリピン共和国においては、我が国と少年矯正システム等が異なっているため、同国法務省から、我が国の少年矯正施設の整備手法にとどまらず、少年矯正施設の運営、維持管理の手法等を習得することにより、モンテルパ少年訓練センターの運営に資するとともに、今後の少年矯正施設の整備計画に活かしたいとして、研修員の受入れ要請がなされたことから、同国及び外務省の要請に基づき、同国法務省矯正局長、同分類センター長ら2名を研修員として受け入れることとした。

研修においては、矯正局の協力を受け、我が国の少年矯正施設等14か所を見学させるとともに、これに併せて、フィリピン共和国に派遣された経験のある建築技官を中心として、我が国が有する施設整備・管理等のノウハウや、施設整備の企画立案、計画・設計、積算、工事契約、施工管理、保全指導及び財産管理等の施設業務のフロー、少年矯正施設における具体的な処遇プログラム等に関する研修等を行った。

その結果、前記矯正局長からは、我が国の少年矯正処遇に関する理解が深まり、研修の成果をモンテルパ少年訓練センターを含め、フィリピン共和国の少年矯正施設の今後の改善に活かし、可能であればモンテルパ少年訓練センターの建設に続き、本格的な少年矯正施設を建設したいと考えているので、その計画が具体的になった際に我が国の技術協力等を改めて要請したいなどの意向が伝えられており、今後とも、相手国及び外務省から要請がなされた場合には、適切な研修を実施する必要がある。

(4) 今後の方向性

我が国として、途上国における犯罪の防止、犯罪者の更生に資し、ひいては途上国の社会・経済の発展に寄与すべき必要性が認められることに加え、上記のとおり、専門家派遣及び研修員の受入れが相手国に高く評価され、施設整備のノウハウ等が理解されるとともに、施設整備の推進及び矯正施設の改善に活かされつつあると評価できることにかんがみると、今後とも引き続き、相手国の派遣要請に応じて、当課の支援体制を整えた上で専門家を派遣するとともに、受け入れた研修員に対する研修の更なる充実を図ることにより、積極的な国際協力に努める必要性が認められる。

見直しの有無	特になし
学識経験を有する者の知見の活用	
備考	

## 平成 1 6 年度実績評価実施結果報告書

<b>政策所管部局</b>	法務総合研究所		
<b>施策等の名称</b>	国際連合に協力して行う研修，研究及び調査の推進		
<b>目 標</b>	<b>基本目標</b>	開発途上国における刑事司法運営が効率的になされるようになる。	
	<b>【基準年次・評価総括年次：平成 1 6 年度】</b>		
	<b>達成目標 1</b>	犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーの実施	
	<b>指標 1</b>	研修の実施件数	<b>目標値等</b> 7回
	<b>指標 2</b>	研修への参加人員	<b>目標値等</b> 117人
	<b>達成目標 2</b>	国際的な刑事司法の現状や実態の分析により，刑事司法運営のより効果的な方策を採求するための国際会議の開催	
	<b>指標 1</b>	国際会議の開催回数	<b>目標値等</b> 1回
	<b>指標 2</b>	国際会議の参加人員	<b>目標値等</b> 40人
	<b>達成目標 3</b>	国連の犯罪防止施策の強化に協力するための国際会議への参加	
	<b>指標 1</b>	国際会議への参加回数	<b>目標値等</b> 2回
	<b>指標 2</b>	国際会議への参加人員	<b>目標値等</b> 4人
	<b>基本的考え方</b>	<p>アジア・太平洋地域を始めとした世界各地における開発途上国の最近における実情を見ると，政治機構の不備や汚職のまん延などのため，法による統治が十分機能しなかったり急速な経済成長を続けているものの，それに伴って貧富の差が拡大して社会不安が高まったり，各種犯罪が大幅に増加したりしているにもかかわらず，法整備が進まず，効果的な犯罪防止策も講じられず，犯罪に対する捜査，裁判及び刑の執行が困難となり，過剰拘禁等の問題も生じて犯罪者の更生改善も進まない状況となっている国が多い。これら諸国にあっては，1960年代以降の飛躍的な経済成長や人口の都市流入を経験しながらも，犯罪の増加がさほど顕著でなく，犯罪発生率の低さや犯罪検挙率の高さは世界有数であり，治安もおおむね平穩に保たれている我が国</p>	

	<p>に対し、我が国の経験を生かしてそれらの国々における効果的な刑事司法の確立とその効果的な運用に資する協力の要請が多数寄せられている。</p> <p>法務総合研究所においては、国際連合に協力して刑事司法関係者に対する研修を40年以上にわたり実施してきたことにより、日本の刑事司法制度のみならず、世界各国における刑事司法制度の実情にも精通していることから、その豊富な経験及び知識に基づいて、近年の国際社会における刑事司法情勢調査を実施しつつ、効果的な研修を実施することにより、国連等における対策への取り組みに相応した知識や関連情報の提供等の支援を行う必要がある。</p> <p>そのため、平成16年度においては、犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーを実施するとともに、国際的な刑事司法の現状や実態の分析等のための国際会議の開催及び国際会議への参加を目標とする。</p>																								
<b>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</b>	<p>支援対象国における政情不安、政変、治安悪化、研修員の派遣中止や教官等の派遣受入中止等の政策転換など。</p>																								
<b>測定方法等</b>	<p>1. 測定時期：平成17年3月31日</p> <hr/> <p>2. 測定方法等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各種研修の実施状況。</li> <li>2. 国際会議の開催状況。</li> <li>3. 国際会議への参加状況。</li> </ol>																								
<b>評価の内容</b>	<p>1. 平成16年度に講じた施策（実施状況）</p> <p>(1) 犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーの実施</p> <table border="1" data-bbox="363 1368 1406 2063"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>参加国</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>127回国際研修</td> <td>エジプト、フィジー、インドネシア、マレーシア他12カ国</td> <td>27人</td> </tr> <tr> <td>128回国際研修</td> <td>アフガニスタン、アルバニア、パングラデシュ、ガーナ他11カ国</td> <td>24人</td> </tr> <tr> <td>129回国際高官セミナー</td> <td>グアテマラ、ラオス、マーシャル諸島、モロッコ他11カ国</td> <td>25人</td> </tr> <tr> <td>汚職防止刑事司法支援研修</td> <td>ブルガリア、エクアドル、ホンジュラス、ラビア他9カ国</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>中国犯罪防止高官研修</td> <td>中国</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>その他(4回)</td> <td>ケニア、ガブラスタン、タジキスタン、キルギス、トルクメニスタン、ウズベキスタン、フィリピン、タイ</td> <td>64人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9回</td> <td>168人</td> </tr> </tbody> </table>	研修名	参加国	人数	127回国際研修	エジプト、フィジー、インドネシア、マレーシア他12カ国	27人	128回国際研修	アフガニスタン、アルバニア、パングラデシュ、ガーナ他11カ国	24人	129回国際高官セミナー	グアテマラ、ラオス、マーシャル諸島、モロッコ他11カ国	25人	汚職防止刑事司法支援研修	ブルガリア、エクアドル、ホンジュラス、ラビア他9カ国	16人	中国犯罪防止高官研修	中国	12人	その他(4回)	ケニア、ガブラスタン、タジキスタン、キルギス、トルクメニスタン、ウズベキスタン、フィリピン、タイ	64人	計	9回	168人
研修名	参加国	人数																							
127回国際研修	エジプト、フィジー、インドネシア、マレーシア他12カ国	27人																							
128回国際研修	アフガニスタン、アルバニア、パングラデシュ、ガーナ他11カ国	24人																							
129回国際高官セミナー	グアテマラ、ラオス、マーシャル諸島、モロッコ他11カ国	25人																							
汚職防止刑事司法支援研修	ブルガリア、エクアドル、ホンジュラス、ラビア他9カ国	16人																							
中国犯罪防止高官研修	中国	12人																							
その他(4回)	ケニア、ガブラスタン、タジキスタン、キルギス、トルクメニスタン、ウズベキスタン、フィリピン、タイ	64人																							
計	9回	168人																							

- (2) 国際的な刑事司法の現状や実態の分析により，刑事司法運営のより効果的な方策を探求するための国際会議の開催

16.9.16～18 刑事司法専門家会議
----------------------

- (3) 国連の犯罪防止施策の強化に協力するための国際会議への参加

開催地	期 間	会 議 名	人数
ウィーン	16.5.11～20	第13回国連犯罪防止刑事司法委員会	2人

## 2. 評価結果

- (1) 犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーの実施

目 標		成 果	達成率
研修の実施件数	7回	9回	128.6%
研修の参加人員	117人	168人	143.6%

本事業においては，アジア・太平洋諸国等の支援対象国からのニーズに応えた国際研修を実施し，これら同国らの刑事司法に携わる者の知識や経験等の涵養に貢献した。

- (2) 国際的な刑事司法の現状や実態の分析により，刑事司法運営のより効果的な方策を探求するための国際会議の開催

目 標		成 果	達成率
国際会議の開催	1回	1回	100.0%

刑事司法専門家23名が出席し，刑事司法の現状及び効果的対策につき会議を開催したもので，各国の刑事司法運営及び国際協力のより効果的な方策探求に貢献した。また，平成17年度に開催の「犯罪防止及び刑事司法に関する第11回国際連合会議（コンGRESS）」を控え，その準備についても議論した。

- (3) 国連の犯罪防止施策の強化に協力するための国際会議への参加

目 標		成 果	達成率
国際会議への参加回数	2回	1回	50.0%
国際会議への参加人員	4人	2人	50.0%

	<p>平成16年5月に開催された「第13回国連犯罪防止刑事司法委員会」に参加し、国連の犯罪防止施策の強化に協力・貢献することができた。</p> <p>なお、参加を予定していた国連刑事司法関係機関長会議は開催が延期された。</p>
見直しの有無	<p>平成18年度にテロ資金供与等新たな犯罪類型に関する研究を充実・強化するため、年3回実施される国際研修等の場に招へいしている司法分野の外国人専門家とともに、同分野に精通している我が国の学者を招き研究会を開催し、研究に指導的役割を果たす職員を国際機関や政府機関、国際会議に派遣して、刑事司法専門家と直接意見交換させ、国際的関心事になっているテロ対策や組織犯罪対策などに関する最新の情報を円滑に入手し、同分野における国際研究を一層深化させることを目指す。</p> <p>平成18年度にアジア・太平洋地域における国連国際組織犯罪条約の早期実施への支援・協力に関するセミナーやテロ対策に関するセミナーの開催を目指す。</p>
学識経験を有する者の知見の活用	
備考	

## 平成16年度実績評価実施結果報告書

<b>政策所管部局</b>	法務総合研究所		
<b>施策等の名称</b>	法制の維持及び整備に関する国際協力の推進		
<b>目 標</b>	<b>基本目標</b>	支援対象国の民商事法分野における法制が維持・整備されるようになる。	
	<b>【基準年次・評価総括年次：平成16年度】</b>		
	<b>達成目標 1</b>	開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対する国際研修の実施	
	<b>指標 1</b>	研修の実施件数	<b>目標値等</b> 8回
	<b>指標 2</b>	研修への参加人員	<b>目標値等</b> 82人
	<b>達成目標 2</b>	諸外国の法制等の調査研究の実施	
	<b>指標 1</b>	諸外国への調査職員の派遣件数	<b>目標値等</b> 1回
	<b>指標 2</b>	諸外国からの研究員の招へい件数	<b>目標値等</b> 5人
	<b>達成目標 3</b>	法整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議の開催	
	<b>指標 1</b>	会議の開催回数	<b>目標値等</b> 1回
	<b>指標 2</b>	会議への参加人員	<b>目標値等</b> 71人
	<b>基本的考え方</b>	<p>アジア地域の開発途上国では、社会・経済の更なる発展のため、市場経済への移行や経済の一層の自由化を推進し、これに伴う各種の法制度の整備や法の運用に従事する人材の育成が緊急の課題となっている。しかし、これらの国々では、自らの力で法整備を行うためのノウハウや人材が極めて不足しており、明治以来、西洋法を継受し発展させてきた経験を有する我が国に対し、法整備のための支援の要請が多数寄せられてきている。</p> <p>法務省は民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法等、国の基本的秩序に関わる法令を所管し、立法や法の運用に関する広範なノウハウを有しており、また、法務総合研究所は、国際連合研修協力部が過去40年間にわたり、国連との協定に基づく国際研修の実施を通じて刑事司法分野における諸外国の人材の育成に貢献してきた経験と実績を有している。この経験を生かし、これら諸国の要請にこたえて法整備支援を行うことは、我が国とこれら諸国</p>	

	<p>との友好関係の進展に寄与するのみならず，国際社会における我が国への評価の向上と，我が国を含む国際経済の安定的成長，ひいては国際社会の安定にも資する有効な方策となり得るものとする。</p> <p>また，アジア地域の支援対象国において必要な法制度が構築され，法制度の維持・整備と運用に従事する人材が育成されるとともに，必要な法制度が整備され，かつ，これらの法制度が適正に運用されることによって，支援対象国の法制が維持・整備されるようになることを基本目標とし，当該目標を達成するために，支援対象国の法制度等の実態を十分に調査した上で，有効な各種研修を実施することによって対象国の立法担当者や法律実務家等の能力の向上を図るとともに，各種法制の整備と運用につき，助言や関連情報の提供等の支援を行う必要がある。</p> <p>そのため，平成16年度においては，支援対象国の法制度の調査・研究を進め，その調査結果等を基に更に充実した研修等を実施することを目標とする。</p>								
<b>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</b>	<p>支援対象国における政情不安，政変，治安悪化，研修員の派遣中止や教官等の派遣受入中止等の政策転換など。</p>								
<b>測定方法等</b>	<p>1.測定時期：平成17年3月31日</p> <hr/> <p>2.測定方法等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.各種研修の実施状況。</li> <li>2.諸外国への調査職員の派遣状況及び研究員の招へい状況。</li> <li>3.国際会議の開催状況。</li> </ol>								
<b>評価の内容</b>	<p>1.平成16年度に講じた施策(実施状況)</p> <p>(1) 開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対する国際研修の実施</p> <table border="1" data-bbox="419 1328 1275 1601"> <thead> <tr> <th>対象国</th> <th>研修テーマ</th> <th>実施回数 (延べ日数)</th> <th>参加人員 合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベトナム 等7か国</td> <td>民法，民訴法等の基本法の起草・改正，法曹養成制度及び法曹実務教育等</td> <td>8回 199日</td> <td>97人</td> </tr> </tbody> </table> <p>【国際研修の内容】</p> <p>支援対象国が行う法整備と人材育成に資する目的で，ベトナム，カンボジア，ラオス，ウズベキスタン，インドネシア，ミャンマー，韓国の司法省職員等の法案起草担当者，裁判官，検察官，弁護士等を日本に招へいして研修を実施した。</p> <p>研修は，講義，研修員の発表，質疑応答，実務家との意見交換等により実施され，法案起草を研修テーマとするものについては，我が国の法学者，実務家，当部教官等と研修員との間で法案起草に関する共同研究を行い，法曹養成を研修テーマとするものについては，我が国の法曹養成の経験に基づき，司法研修所教官，実務家，当部教官等と研修員との間で，指導体制の構築，カリキュラム案や教材の作成について共同研究を実施する等の研修プログラムを実施した。</p>	対象国	研修テーマ	実施回数 (延べ日数)	参加人員 合計	ベトナム 等7か国	民法，民訴法等の基本法の起草・改正，法曹養成制度及び法曹実務教育等	8回 199日	97人
対象国	研修テーマ	実施回数 (延べ日数)	参加人員 合計						
ベトナム 等7か国	民法，民訴法等の基本法の起草・改正，法曹養成制度及び法曹実務教育等	8回 199日	97人						

(2) 諸外国の法制等の調査研究の実施  
ア 諸外国への調査職員の派遣件数

対象国	期 間	目 的	人員
ベトナム・カンボジア	16.12.19~16.12.26	ベトナム・カンボジアにおける司法制度・法整備支援状況調査	1名

イ 諸外国からの研究員の招へい件数

対象国	期 間	目 的	人員
ベトナム	16.4.18~16.4.28	ベトナム最高人民検察院検事との日越の訴訟制度等に関する共同研究	2名
ベトナム	17.1.12~17.1.20	アジア・太平洋諸国の法制比較研究の一環としてベトナム最高人民裁判所副長官等との日越民事訴訟制度に関する共同研究	3名

注 上記のほか、JICA短期専門家として、カンボジア等の支援対象国に5回（5名、延べ176日）、職員を派遣し、司法制度の調査等を行わせた。

(3) 法整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議の開催

会 議 名	法整備支援連絡会
開 催 日	平成17年1月14日（金）
開 催 場 所	法務総合研究所国際協力部国際会議室(大阪中之島合同庁舎内)
概 要	法務省、JICA、最高裁判所、日弁連、名古屋大学等の我が国の法整備支援関係者が一堂に会し、我が国法整備支援の現状と問題点等について情報・意見の交換を行った。また、ベトナムから最高人民裁判所副長官を招へいし、我が国の起草支援の結果成立したベトナム民事訴訟法についての講演を行った。
参加人数	102名

ベトナムから最高人民検察院次長検事ほか1名を招へいし、訴訟制度及

び検察官制度に関する日越比較研究を行ったほか、アジア・太平洋諸国の法制比較研究の一環として、国際協力部が起草支援に寄与した法案の中で初めて法律として成立したベトナム民事訴訟法について、同法起草の最高責任者であるベトナム最高人民裁判所から副長官ほか2名を招へいし、民事訴訟法制度に関する日越比較研究を行った。

## 2. 評価結果

### (1) 開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対する国際研修の実施

目 標	成 果	達成率
研修の実施件数	8回	100.0%
研修の参加人員	82人	118.3%

本事業においては、ベトナム、ラオス等の支援対象国からの個々のニーズにこたえた国際研修を実施し、各国の法制の維持・整備に従事する者の知識や経験等の涵養に貢献したものと認められる。

### (2) 諸外国の法制等の調査研究の実施

#### ア 諸外国への調査職員の派遣件数

目 標	成 果	達成率
職員の派遣件数	1件	100.0%

当初の計画どおり支援対象国の法制度及びその運用の実態について調査を実施し、国際研修を含む今後の法整備支援の計画立案等に必要な情報が得られた。

#### イ 諸外国からの研究員の招へい件数

目 標	成 果	達成率
研究員の招へい人数	5人	100.0%

当初の計画どおり、ベトナムから最高人民検察院次長検事ほか1名を招へいし、訴訟制度及び検察官制度に関する比較研究を行ったほか、アジア・太平洋諸国の法制比較研究の一環として、国際協力部が起草支援に寄与した法案の中で初めて法律として成立したベトナム民事訴訟法について、同法起草の最高責任者であるベトナム最高人民裁判所から副長官ほか2名を招へいし、民事訴訟法制度に関する比較研究を行い、支援対象国の法制度の起草と運用に関する現状と問題点について、今後の法整備支援に資する有用な情報が得られた。

### (3) 法整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議の開催

目 標	成 果	達成率
開催回数	1回	100.0%
参加人員	71人	143.7%

	<p>当初計画どおり開催し，参加人員は当初の計画を超えるものとなった。会議の内容は，ベトナムの民事訴訟法起草支援に関する日越各責任者からの貴重な情報提供が行われたほか，国内の法整備支援機関が行う支援の現状についての情報交換がなされ，法整備支援関係機関の協調の必要性を再確認するなど，今後の法整備支援の在り方について活発な議論が交わされ，本政策の基本目標達成のための意見，情報交換の場として，極めて有意義な会議となった。</p>
見直しの有無	<p>国際協力部においては，有効適切な法整備支援を実施するため諸外国の民商事法制等に関する調査研究を行っており，特に，アジア・太平洋倒産法制研究は，倒産法を始めとするアジア・太平洋諸国の各種法制度の比較研究を行い，その情報・成果を支援対象国であるアジアの開発途上国の法整備支援に生かすことを目的として実施している。</p> <p>アジアの開発途上国は，WTO加盟や二国間協定の締結を目指しており，それに必要な法整備支援は急務であるが，近時のアジア地域の経済の発展・拡大とともに，調査研究の対象とすべき国や法制度は増加しており，特に，シニアアセアン諸国等(インドネシア，シンガポール，タイ，中国等)に対する調査研究は必要不可欠である。</p> <p>そのため，平成18年度において，上記研究活動の一層の充実強化を図り研究体制を整備するため，同研究に参加する学者・実務家の確保及び当部教官等によるシニアアセアン諸国等への調査出張のために必要な経費の確保に努める。</p>
学識経験を有する者の知見の活用	
備考	